

規制の事前評価書

評価実施日：平成28年9月15日

政策	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令案		
担当課	航空局安全企画課	担当課長名	多門 勝良
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容 【政令案等の名称】 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「航空法特例法施行令」という。）</p> <p>【関連条項とその内容】 アメリカ合衆国軍隊の航空機等の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為について、航空法第99条の2の適用対象とする（航空法特例法第3項）。</p> <p>② 規制の目的 昨今、米軍飛行場周辺で航空機に向かってレーザー光を照射する等の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為が発生していることから、これらの行為について、民間航空機と同様に航空法第99条の2による規制の対象に加えることとする。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標 a 関連する政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 b 関連する施策目標 c 関連する業績指標 d 業績指標の目標値及び目標年度 e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標</p> <p>④ 規制の内容 規制の新設。米軍機等の運航に影響を及ぼすおそれのある行為を原則禁止とし、これを行おうとする場合は国土交通大臣の許可に係らしめることとする。</p> <p>⑤ 規制の必要性 a 目標と現状のギャップ 昨今、米軍飛行場周辺で航空機に向かってレーザー光を照射する等の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為が発生しており、安全上の懸念が生じている。 b 原因分析 現在、米軍機等に向かってレーザー光を照射する等の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為について、航空法第99条の2の規制対象となっていない。 c 課題の特定 米軍機等に向かってレーザー光を照射する等の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為を防止する必要がある。 d 規制の具体的な内容</p>		

	<p>特定の空域において米軍機等の運航に影響を及ぼすおそれのある以下の行為を原則禁止とし、これを行おうとする場合は国土交通大臣の許可に係らしめることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロケット、花火、ロックーン等の打ち上げ（航空法施行規則第 209 条の 3 第 1 項第 1 号） ・気球の浮揚（同項第 2 号） ・模型飛行機の飛行（同項第 3 号） ・航空機の集団飛行（同項第 4 号） ・ハングライダー等の飛行（同項第 5 号） <p>※ 本件政令改正とあわせ、航空法施行規則の一部改正を行い、航空機に向かってレーザー光を照射する等の行為を追加する予定である。</p>
想定される代替案	本規制案は、米軍機等に向かってレーザー光を照射する等の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為を規制しようとするものであり、代替案は想定しがたい。
規制の費用	<p>当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用 航空法第 99 条の 2 に規定する許可を得るための申請等に係る費用</p> <p>b 行政費用 許可に係る費用</p> <p>c その他の社会的費用 なし</p>
規制の便益	米軍機等の運航に影響を及ぼすおそれのある行為を原則禁止とし、これを行おうとする場合は国土交通大臣の許可に係らしめることで、航空機の安全な航行を実現し、米軍機等及び地上の人や物件の安全を確保することができる。
規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)	本規制案は、現行に比して遵守費用や行政費用が発生するものの、航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為について抑止力を確保することにより、米軍機等及び国民の生命・財産に対する危害を未然に防ぐものである。
有識者の見解、 その他関連事項	交通政策審議会航空分科会技術・安全部会（平成 28 年 8 月 9 日）において、事務局から、航空機に向かってレーザー光を照射する行為の状況等について資料を提出し説明したところ、出席委員から、国として対策を講じることについて賛意が示された。
事後評価又は事後検証 の実施方法及び時期	平成 33 年度末までに RIA 事後検証シートにより事後検証を実施する。
その他 (規制の有効性等)	本規制案は、米軍飛行場周辺で航空機に向かってレーザー光を照射する等の航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為を規制することにより、米軍機等及び地上の人及び物件に対する安全を確保するものであり、本規制案は有効である。